



平成 22 年 3 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オートウェーブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 廣 岡 等
コ ー ド 番 号 2666
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 矢 田 裕 実
TEL (043) 250-9090

株主による増資差止め仮処分の申立てに関するお知らせ

平成22年3月5日開催の取締役会において決議された第三者割当による新株式発行につき、当社の株主から株式発行の差止め請求に係る仮処分の申立てがなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 差止め請求に至った経緯

当社は、平成 22 年 3 月 5 日開催の取締役会において、当社の借入金返済実行に必要な資金を調達することを目的として、当社代表取締役廣岡等を割当先とする新株式発行決議、並びに、当社設備投資の実行に必要な資金を調達することを目的として、当社取引先及び当社関係者を割当先とする新株式発行決議を行っております。

しかしながら、当社株主より平成 22 年 3 月 9 日付けで、当該新株式発行を差止める仮処分の申立てが千葉地方裁判所に行われ、本日、新株発行差止仮処分命令申立書を受領しました。

2. 仮処分の申立てをした株主の名称等

(1) 氏 名	中村義巳
(2) 住 所	東京都世田谷区
(3) 所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	2,200,000 株 (18.64%)

3. 申立ての概要

(1) 申立年月日 平成 22 年 3 月 9 日

(2) 申立ての内容

当社が受け取った新株発行差止仮処分命令申立書によれば、①会社の支配権につき争いがあるのに、新株式発行は、著しく不公正な方法であること、②募集が二つに分かれているのに、一体のものとして適時開示が行われ、有価証券届出書も 1 通しか提出されていない

いため、会社法 199 条第 5 項に違反すること、③有利発行にあたること、④割当て方法が不公正発行にあたることの 4 つの原因から、債権者である中村義巳氏は会社支配に関する不利益を被るので差止を求めるとの内容となっています。

4. 今後の見通し

今回の申立ての内容につきましては、現在精査中であり、今後の動向につきましては適時開示して参ります。

(参考) 平成22年3月5日決議の第三者割当による新株式発行の概要

	廣岡等	当社取引先及び当社関係者	合計
発行新株式数	600,000株	750,000株	1,350,000株
発行価額	1株につき293円	1株につき235円	
発行価額の総額	175,800,000円	176,250,000円	352,050,000円
払込期日	平成22年3月23日	平成22年3月23日	
割当先及び株式数	廣岡等に60万株	ミシュラタイヤ千葉販売株式会社に20万株、株式会社ボックスグループに5万株、株式会社信越電装に5万株、株式会社日本シナプスに2.5万株、木村光宏氏に2.5万株、井上義人氏に30万株、相山一善氏に5万株、永田秀次氏に5万株	
調達資金の使途	借入金返済資金	設備投資資金	

※ 詳細は、平成22年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上